

三重県廃棄物処理計画の平成 29 年度点検・評価

平成 31 年 3 月

三重県

目 次

1. 三重県廃棄物処理計画	
1-1 はじめに-----	1
1-2 三重県廃棄物処理計画の取組方向及び目標値-----	4
2. 本県における廃棄物処理の状況	
2-1 一般廃棄物（ごみ）-----	6
2-2 産業廃棄物-----	14
3. 成果と課題	
3-1 三重県廃棄物処理計画の数値目標に係る実績-----	22
3-2 平成 29 年度施策推進会議における評価に対する取組の状況-----	24
3-3 平成 30 年度施策推進会議における評価案-----	28
（参考）進展度の判断基準及び目標達成状況の算出方法-----	31
4. 平成 31 年度環境生活部廃棄物対策局当初予算	
4-1 平成 31 年度当初予算-----	32

1. 三重県廃棄物処理計画

1-1 はじめに

都道府県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための国の基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に即した廃棄物の減量や処理等に関する計画を策定することとされています。

本県では、廃棄物処理法に基づき、昭和48年から三次にわたり三重県産業廃棄物処理計画を策定し、産業廃棄物の適正処理のための施策を推進してきました。その後、平成12年の廃棄物処理法改正を受け、産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた総合的な三重県廃棄物処理計画を平成16年3月と平成23年3月に策定し、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rと適正処理の施策を推進してきましたが、前計画が平成27年度で計画期間が満了するため、循環型社会の構築に向け、平成28年度以降において廃棄物の3Rと適正処理を推進していくための計画を平成28年3月に策定しました。

本計画では、廃棄物の3Rと適正処理を進め、環境の保全と安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目し、廃棄物を貴重な資源やエネルギーとして活用するとともに、協創による最適な規模での地域循環の形成に取り組むことにより、低炭素社会や自然共生社会につながる循環型社会の構築をめざすこととし、今後の本県における廃棄物処理などに関する基本的な事項について定めています。計画期間については、循環型社会の構築という中長期的な課題への対応が必要なことから、おおむね10年先を見据えつつ、今後の社会環境の変化に柔軟に対応していくため、5年間（平成28年度～平成32年度）としています。

本計画を着実に進めるため、定期的に廃棄物の排出や処理状況等計画の進捗状況を把握し、取組について評価し、見直しを行っていくこととしており、今回、平成29年度における廃棄物の排出や処理状況等の状況を取りまとめたものです。

表 1-1-1 計画期間と数値目標の設定年度

年 度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
計 画 期 間	←-----→					-----	-----	-----	-----	-----→
数値目標等の設定年度					●					

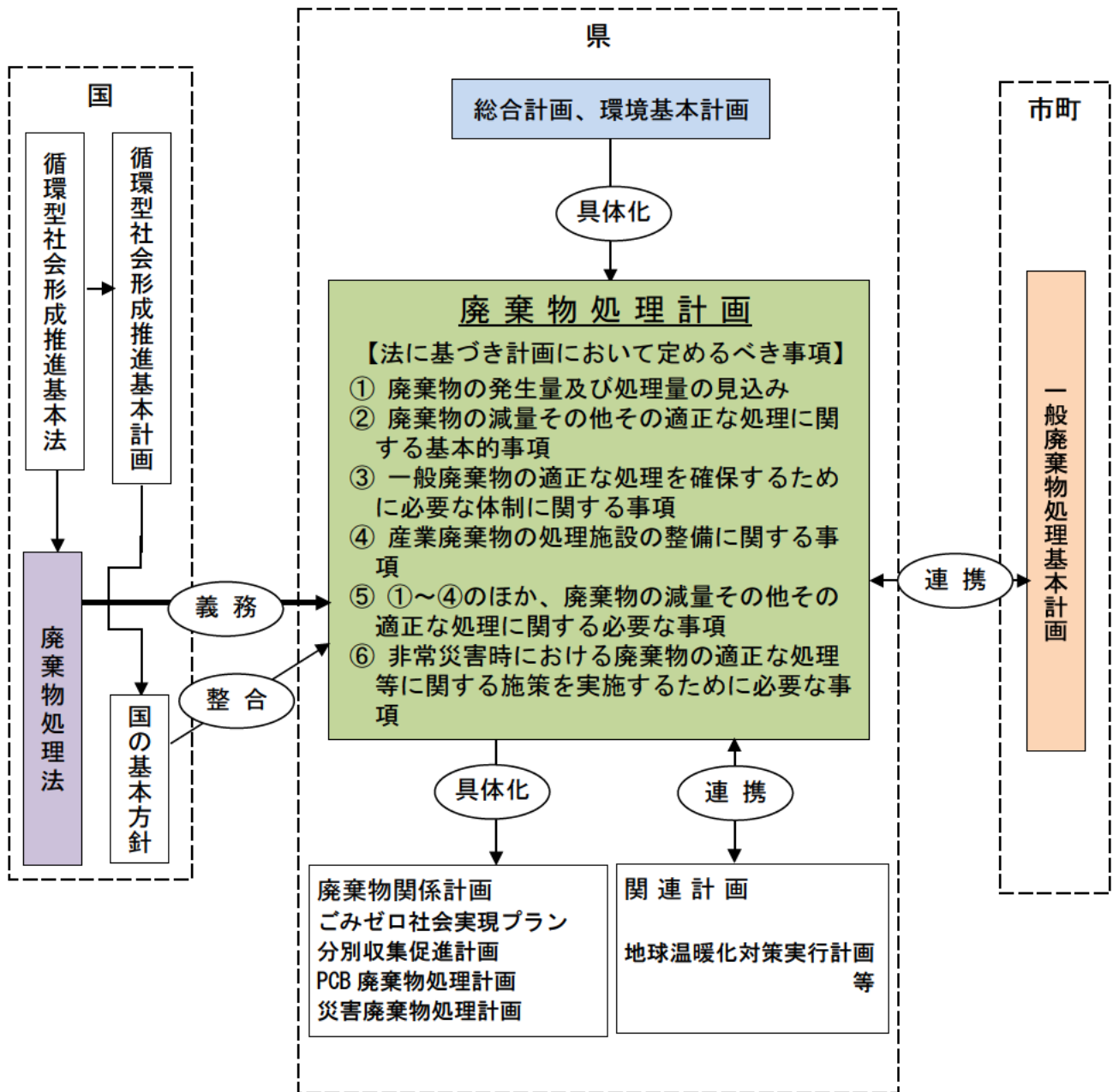


図 1-1-1 廃棄物処理計画と関連する計画等との関係イメージ

1-2 三重県廃棄物処理計画の取組方向及び目標値

10年後のめざす姿

基本理念

- 3Rや適正処理の一層の取組
- 環境の保全と安全・安心の確保
- 貴重な資源やエネルギー源としての一層の活用
- 「協創」による地域循環の形成

循環の質に着目

低炭素社会及び自然共生社会の形成
循環型社会の定着を促す

10年後のめざすべき姿

天然資源の使用抑制
環境負荷の低減

家庭
ものを大切にすることが環境を考えた行動につながっています。

事業者
長く使える環境に優しい良質な製品やサービスを提供するとともに、廃棄物の発生・排出を極力抑制し、排出された廃棄物を貴重な資源として最大限有効利用する意識と行動が浸透し、環境負荷が少なく安全・安心が確保された質の高い循環が行われています。

廃棄物処理の現場
県内の全ての地域で、環境負荷が低減され安全・安心が確保された質の高い循環を行うための体制が整備されています。

大規模災害への備え
東日本大震災や紀伊半島大水害等の経験や教訓を生かし、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて災害廃棄物処理が行われるための体制が整備されています。

5年間の取組方向 (平成28年度から平成32年度)

ごみゼロ社会の実現

目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)
1人1日あたりのごみ排出量※	986g/人日	936g/人日
資源化率	30.4%	33.3%
最終処分量	50千t	30千t

※災害廃棄物の量を除く

施策

- 発生・排出抑制の促進**
多様な主体と「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」の定着等に取り組み、家庭系ごみと事業系ごみの減量化を進めます。
- 循環的利用(リサイクル)の促進**
各種リサイクル法の促進に加え、枯渇資源の有効利用、地域内での循環など、質の高い循環の形成に向けた取組を促進します。
- 未利用エネルギーの有効活用の促進**
ごみの持つ未利用エネルギーの有効利用を促進します。
- 公正で効率的なごみ処理システムの構築**
廃棄物会計やごみ処理カルテなどを活用し、公正で効率的なごみ処理システムの構築を進めます。

産業廃棄物の3Rの推進

目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)
排出量	8,505千t	7,920千t
再生利用率	43.0%	43.6%
最終処分量※	258千t	234千t

※過去の不法投棄等不適正処理の是正に係る最終処分量を除く

施策

- 発生・排出抑制の推進**
排出事業者の自主的な取組や環境配慮設計された製品等の研究開発の推進、産業廃棄物税の活用等により産業廃棄物の発生・排出抑制を進めます。
- 循環的利用の推進**
認定リサイクル製品の利用推進や使用済製品の自主回収ルートの構築等の再生利用の取組を推進するとともに、再使用、未利用エネルギーの回収を促進します。

廃棄物処理の安全・安心の確保

目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)
電子 manifests の活用率	34.1%	60.0%
不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	83.9% (H26実績)	100%
不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率	25.0% (H26実績)	100%
大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数	4市町	29市町

施策

- 廃棄物の適正処理と透明性の確保**
電子 manifests の活用、優良認定処理業者の育成、処理状況の公開等により、多様な主体と産業廃棄物の適正処理と透明性の確保に取り組むとともに、PCB廃棄物の早期処理を推進します。
- 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見**
産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止と早期発見に向け、監視指導の強化に取り組み、不法投棄を許さない社会づくりを進めます。
- 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進**
過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)について、行政代執行により着実に環境修復を進めます。
- 災害廃棄物の処理体制の整備**
大規模災害に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するための体制を整備します。

重点課題

計画期間内に特に注力すべき5つの個別課題に目標を設定し重点的に取組を進めます。

1 使用済小型電子機器等の回収
枯渇性資源の有効活用の観点から使用済小型電子機器の再資源化の取組を促進します。

目標項目	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)
使用済小型電子機器等の回収量	0.32kg/人年	1kg/人年

2 未利用エネルギーの有効活用
廃棄物のもつ未利用エネルギーの有効活用を進めます。

目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)
ごみの未利用エネルギー回収量	1,147MJ/t	1,491MJ/t

3 優良認定処理業者の育成
廃棄物処理や財務状況について透明性が確保される優良認定処理業者について、育成と普及について取り組みます。

目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)
優良認定処理業者の認定件数	216件	420件

4 PCB廃棄物の早期処理の推進
PCB廃棄物が早期に適正処理されるよう、事業者による処理を推進します。

目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)
PCB廃棄物の適正処分率	37%	90%

5 産業廃棄物の不法投棄の早期発見・早期対応
不法投棄により生活環境への支障が生じないように早期発見・早期対応に努めます。

目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)
一定規模(100t)以上の不法投棄の発生件数	2件	0件

2. 本県における廃棄物処理の状況

2-1 一般廃棄物（ごみ）

(1) 排出の状況

①ごみ排出量

平成 29 年度における県内のごみ排出量（集団回収量を除く。）は、614 千 t となっており、うち家庭から排出される家庭系ごみ（災害廃棄物^(※)を含む。）は、437 千 t (71%)、事業者から排出される事業系ごみは 178 千 t (29%) です。

県内のごみ排出量は、県民、事業者、NPO 等団体、市町、県など多様な主体が連携した 3R の取組や、各種リサイクル制度の効果等により、着実に削減されてきましたが、平成 22 年度以降は横ばい傾向にあります。

家庭系ごみは、平成 22 年度以降に削減率の伸びが鈍化しているものの、着実に削減が進んでいます。一方、事業系ごみは、平成 22 年度以降、横ばい傾向にあります。

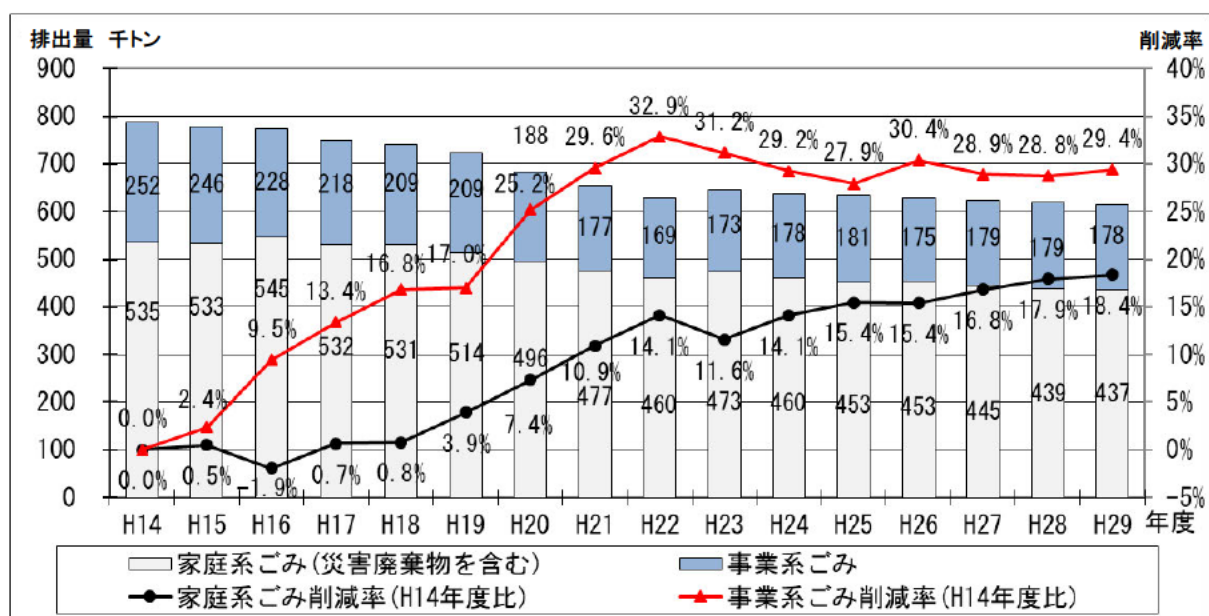


図 2-1-1 ごみの排出量と削減率の推移

(※) 災害廃棄物とは、環境省の災害廃棄物処理事業補助金の対象となったものをいいます。

1人1日あたりのごみ排出量（災害廃棄物を除く。）は、平成14年度から平成22年度まで着実に減少してきましたが、近年は鈍化傾向にあり、平成29年度は 943 g/人・日 となっています。

全国でもほぼ同様の傾向を示しており、三重県は全国値より若干高い値で推移しています。

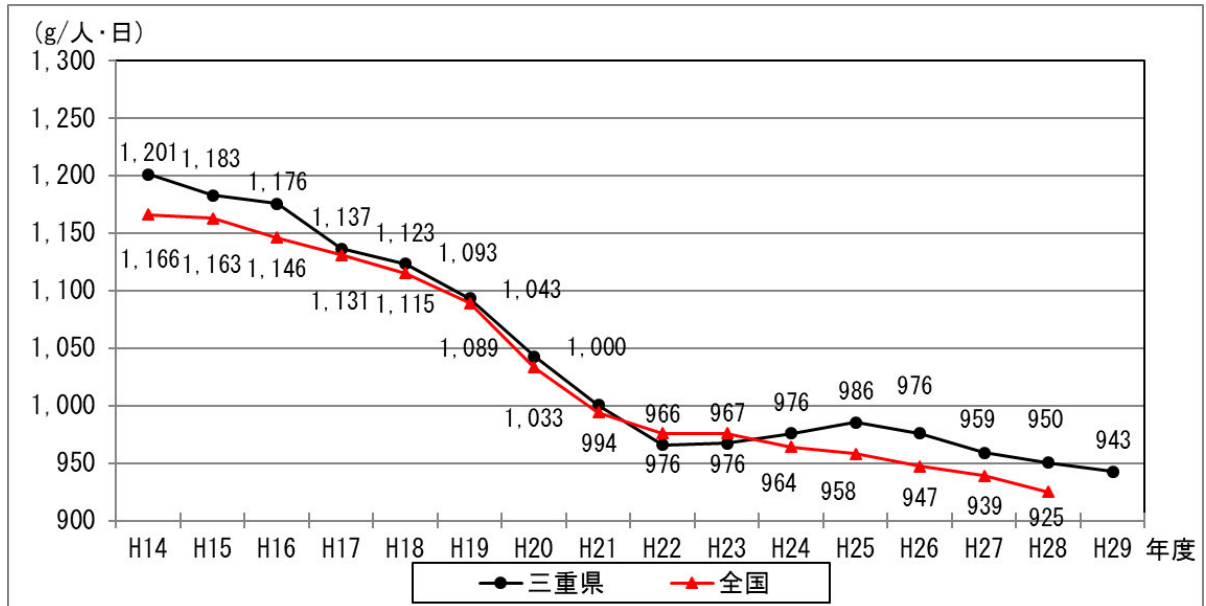


図 2-1-2 1人1日あたりのごみ排出量の推移

②ごみの種類別排出割合

ごみの種類別排出割合（平成29年度）は、可燃ごみ 83.4%、不燃ごみ 3.8%、資源ごみ 9.7%、その他 1.1%、粗大ごみ 1.8%、混合ごみ 0.2%となっており、平成25年度実績と比べ収集区分の変更に伴い不燃ごみの量が減少しています。

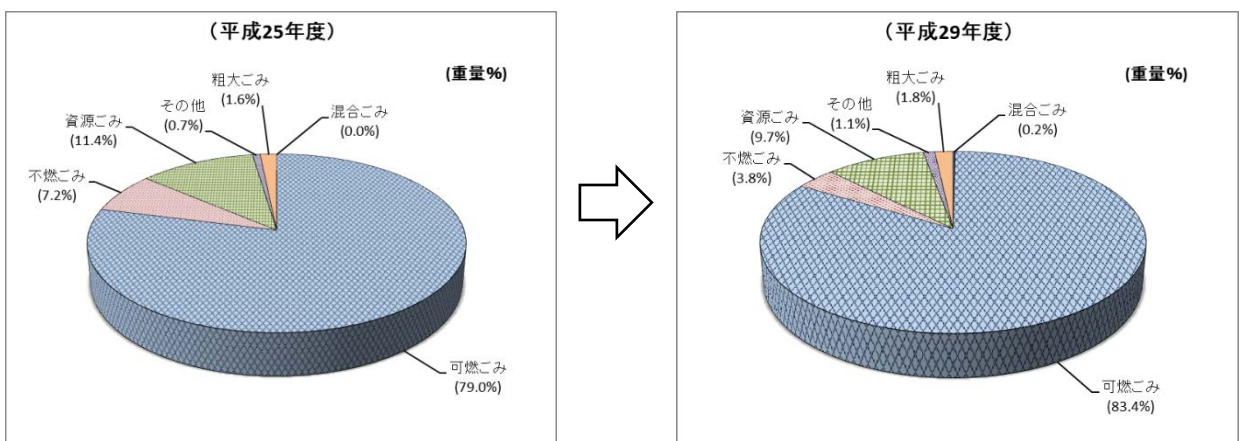


図 2-1-3 ごみの種類別排出状況

(2) 処理の状況

①ごみ処理状況

平成 29 年度の処理実績は、直接焼却が 435 千 t、ごみ固形燃料(RDF)化が 84 千 t、直接資源化が 29 千 t、直接埋立が 8 千 tなどとなっています。

平成 14 年度以降、直接埋立量及び直接焼却量は減少傾向でしたが、直接焼却量については平成 23 年度から若干の増加傾向となっています。また、RDF 化される量は平成 14 年度以降大きく増加しましたが、近年は横ばい傾向にあります。

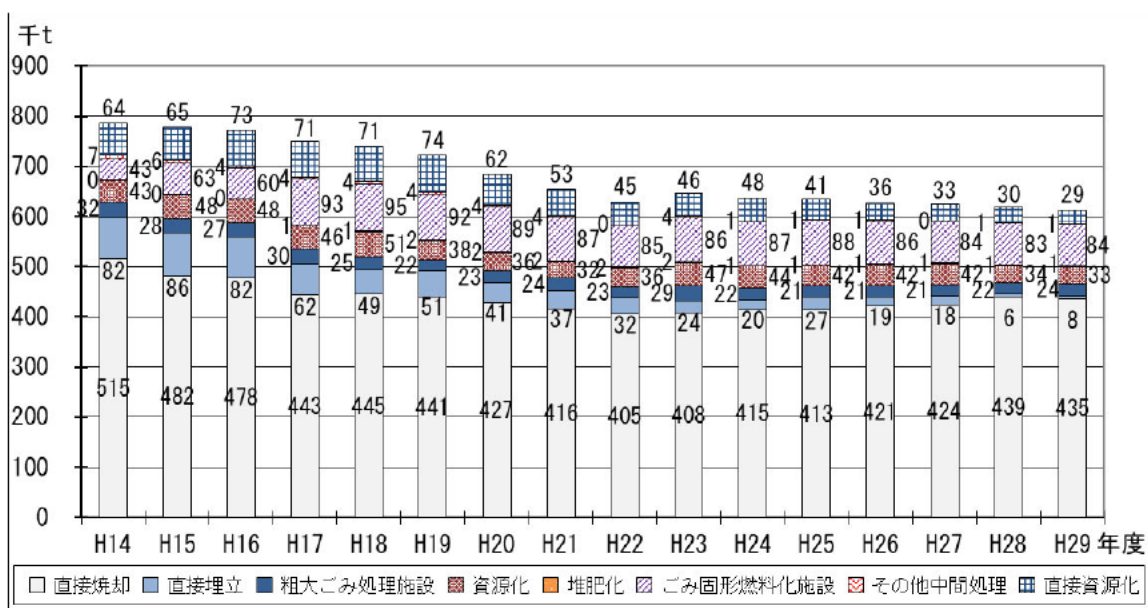


図 2-1-4 ごみの処理状況の推移

②資源化の状況

ごみの資源化率は、RDF 化や焼却灰の資源化等が進んだことにより、平成 14 年度に比べると増加しています。平成 29 年度の資源化率は 27.3%となっており、全国よりも高い水準を維持しています。

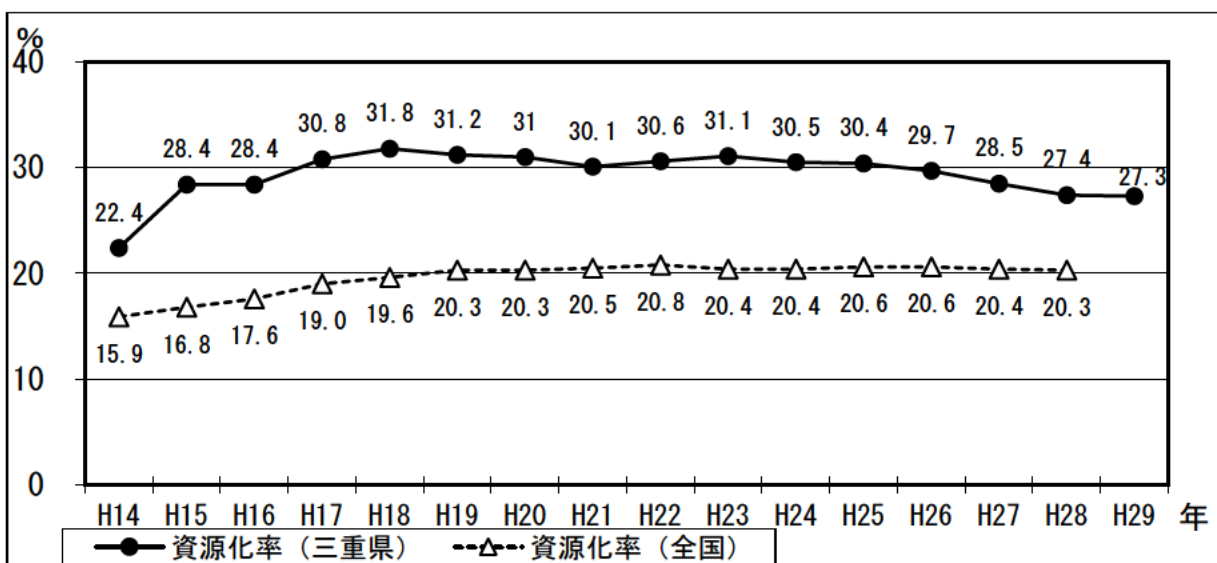


図 2-1-5 資源化率の推移

資源化量は、平成 18 年度まで増加傾向を示していましたが、平成 19 年度以降は集団回収などによる影響で減少傾向となっており、平成 29 年度は 172 千 t となっています。

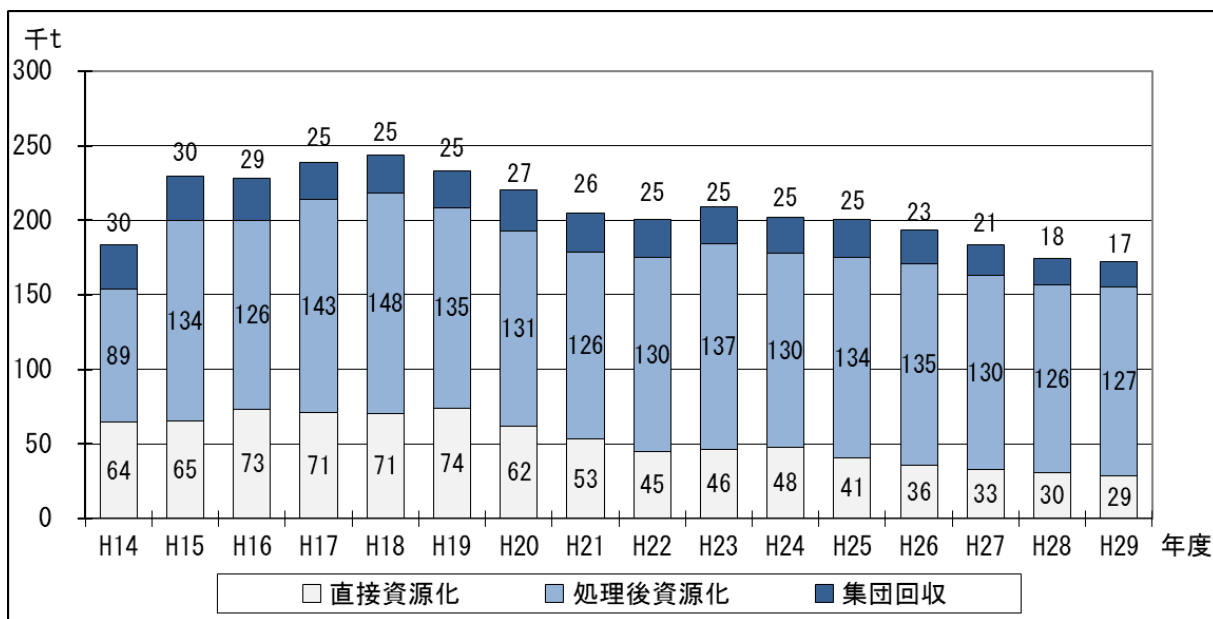


図 2-1-6 資源化量の推移

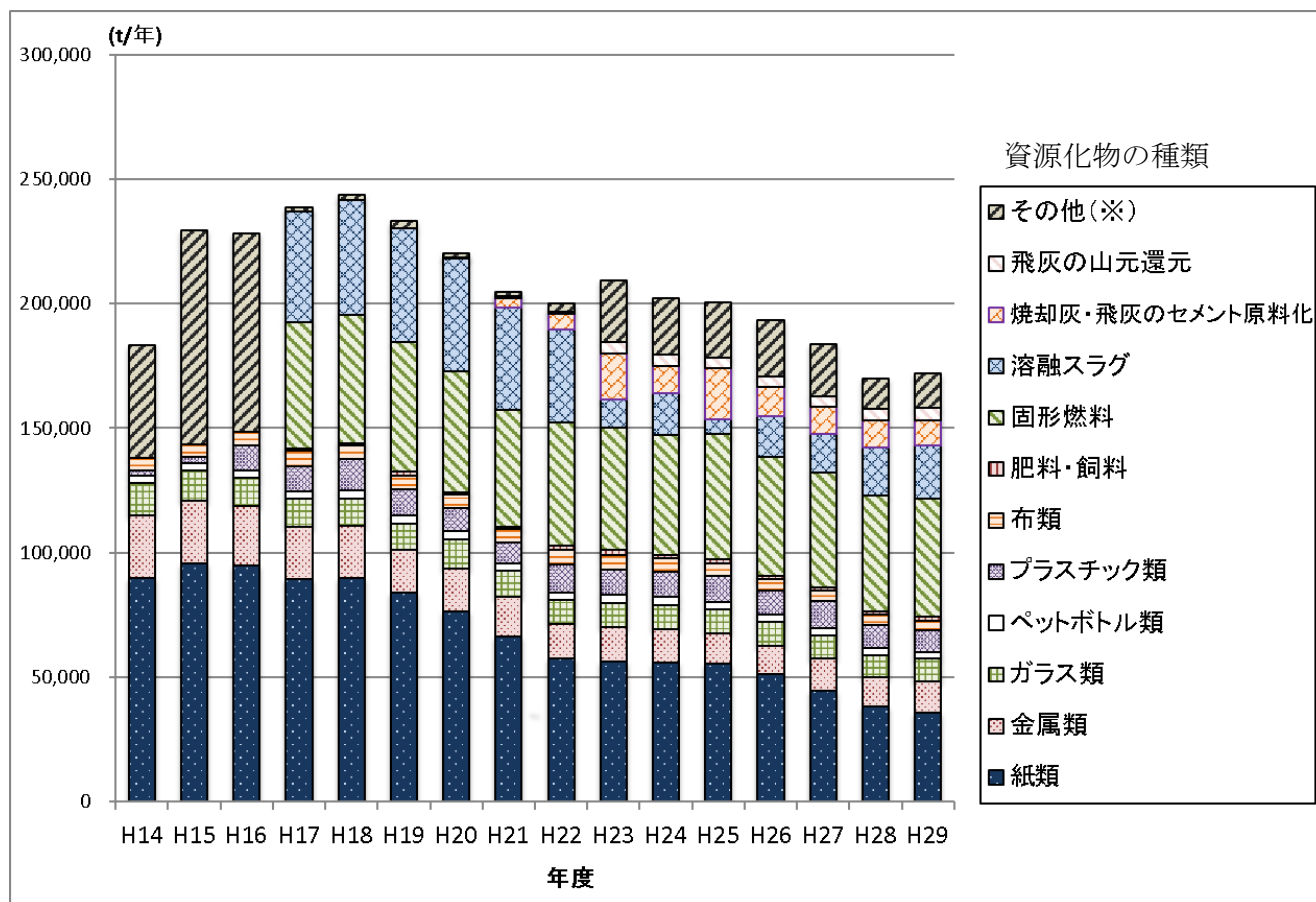


図 2-1-7 種類別資源化量の推移

(※) 平成 16 年度以前の「その他」には、「固形燃料」及び「溶融スラグ」が含まれています。

特に、直接資源化量の減少が続いており、この要因の一つとして、環境への取組を背景にした小売店や再生事業者等による資源回収^(※)の活発化が考えられます。

これらの状況を把握するため、平成 29 年度に県内の小売店へ資源回収量の調査を行ったところ、平成 23 年度や平成 26 年度と比べ、ペットボトルや缶類において、回収量が大きく増加しています。

表 2-1-1 小売店や古紙回収事業者による資源回収量（推計）

	ペット ボトル	食品 トレイ	紙パック	古紙類	缶類	その他	計
H23	1,225t	530t	448t	73,371t	263t	24t	75,861t
H26	1,326t	204t	358t	107,729t	405t	108t	110,130t
増加率	8.2%	-61.5%	-20.1%	46.8%	54.0%	350%	45.2%

(注) ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の第 10 回点検・評価（平成 28 年 3 月）、古紙回収業者及びスーパーマーケットを対象とした三重県調査による。

表 2-1-2 小売店による資源回収量（推計）

	ペット ボトル	食品 トレイ	紙パック	古紙類	缶類	その他	計
H29	2,016t	275t	208t	5,031t	718t	460t	8,708t

③最終処分状況

最終処分量は、平成 29 年度は 22 千 t であり、着実に減少し平成 14 年度比 14.4% となっており、その減少割合は全国値と比べ大きくなっています。この要因については、焼却灰の資源化、プラスチックなどの埋立ごみの減少によるものと考えられます。

なお、最終処分量 22 千 t のうち、直接埋立量が 8 千 t (35%)、焼却残さの埋立量が 7 千 t (34%)、その他の施設の処理残さの埋立量が 7 千 t (31%) となっています。

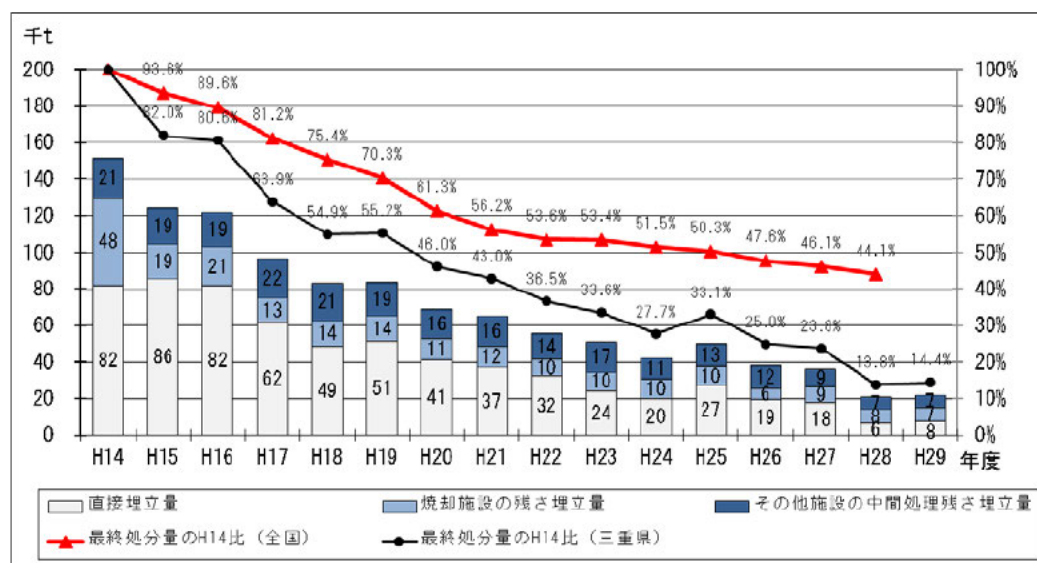


図 2-1-8 最終処分量の推移

(※) ごみ排出量や資源化量等は、行政が収集・処理した量を集計しているため、事業者による資源回収量は含んでいません。

(3) 処理施設の状況

市町及び一部事務組合等（民間施設を除く。）による稼働中のごみ処理施設の整備状況は、平成 29 年度末現在で 焼却施設 17 施設、RDF 化施設 6 施設、粗大ごみ処理施設 10 施設、資源化を行う施設 33 施設及び最終処分場 29 施設となっています。

焼却施設については、市町村合併前に設置されたものが徐々に廃止統合されつつあります。また、施設の更新に伴い焼却炉に高効率発電設備を導入する市町等が増加しており、分別方法を見直し、これまで埋立処分していた廃プラスチック等を可燃ごみとして焼却することによりエネルギー回収を進める市町等があります。

最終処分場については、平成 29 年度末現在の残余容量は 1,007,486 m³です。

表 2-1-3 処理施設の状況（平成 29 年度末時点）

施設の種類	施設数	処理能力
焼却施設	17	1,978 t/日
熱回収施設	10	486,754,167 MJ、19,950 kW
RDF 化施設	6	473 t/日
粗大ごみ処理施設	10	232.2 t/日
資源化施設	33	406.4 t/日
最終処分場	29	6,742,213 m ³ (残余容量 1,007,486 m ³)

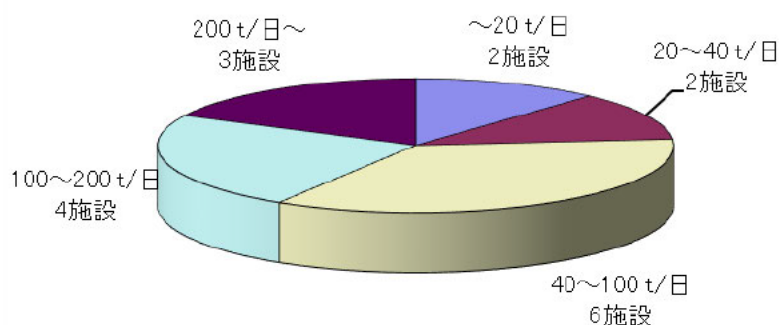


図 2-1-9 ごみ焼却施設の規模別状況（平成 29 年度末時点）

また、ごみの排出量は減少しているものの、処理・維持管理経費は横ばい傾向にあります。

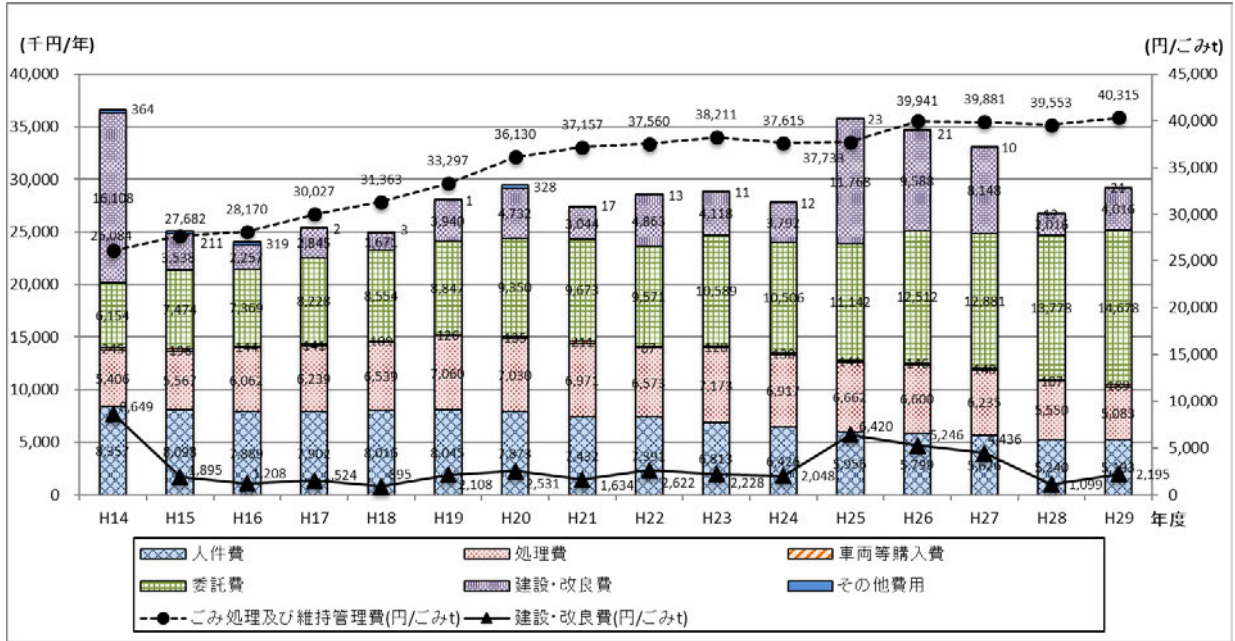


図 2-1-10 ごみ処理経費の状況

(4) 災害廃棄物の処理

①災害廃棄物の発生状況

平成 23 年 9 月の台風 12 号による紀伊半島大水害では、三重県南部を中心に長期間にわたって激しい雨がもたらされ、各地で浸水被害や土砂災害が発生しました。この災害により、熊野市、御浜町、紀宝町、大台町及び大紀町において、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて 21 千 t の災害廃棄物が発生しました。

また、平成 29 年 10 月の台風 21 号により浸水被害が発生しました。この災害により、伊勢市、玉城町において、平成 29 年度に 1,449 t の災害廃棄物が発生しました。

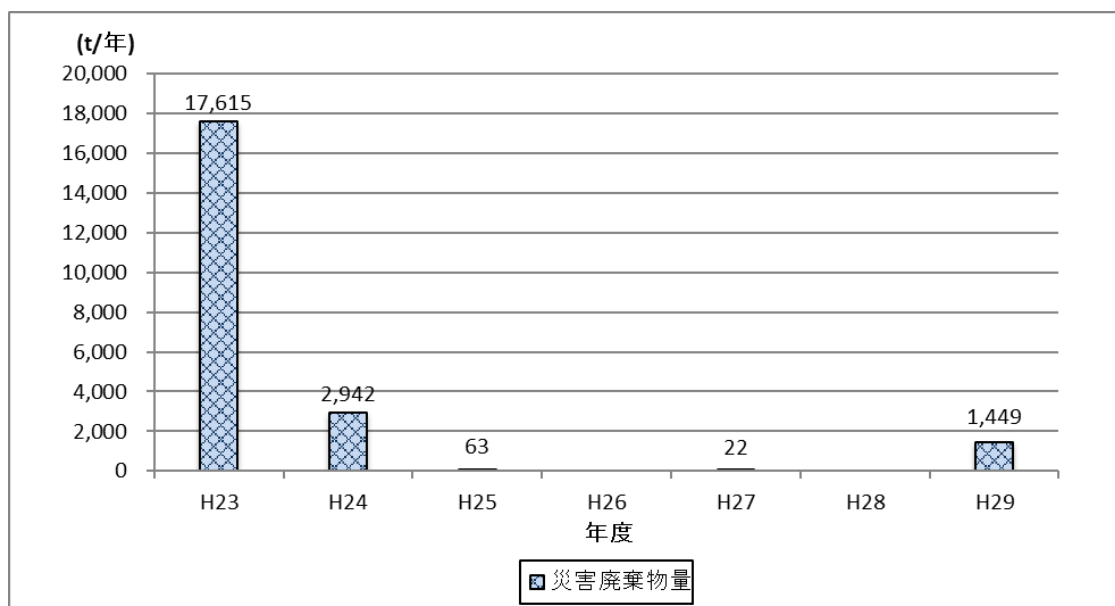


図 2-1-11 災害廃棄物の発生量の推移

②災害時の対応と体制整備の状況

平成 23 年 9 月の台風 12 号による紀伊半島大水害では、被災市町では処理を行うことが困難となったため、県内で初めて、各市町や関係団体と締結する各種応援協定に基づき広域的な対応が行われました。

また、平成 29 年 10 月の台風 21 号による災害廃棄物の処理については、市町等の応援協定に基づき広域的な対応が行われました。

近年、南海トラフ地震発生 の 緊迫性が高まっており、東日本大震災以上の地震や津波被害に備え、県においては、東日本大震災や紀伊半島大水害から得られた知見や国の災害廃棄物対策指針を踏まえ、大規模災害時の廃棄物処理について、県の果たすべき役割と機能とをとりまとめた三重県災害廃棄物処理計画を平成 27 年 3 月に策定しました。また、各市町も大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備が進められており、平成 29 年度末で 29 市町全てが災害廃棄物処理計画策定済みとなっています。

2-2 産業廃棄物

(1) 排出及び処理の状況

産業廃棄物の排出量は、平成 29 年度は 8,282 千 t であり、平成 25 年度の 8,505 千 t と比べて、若干減少しています。ただし、平成 16 年度より前は農業及び鉱業の排出量等が把握できていないため、推計値となっています。また、平成 16 年度以降、汚泥の排出段階を脱水前として統一したため、排出量が増加しています。

最終処分量は、平成 29 年度は 278 千 t であり、平成 25 年度の 258 千 t と比べて、ほぼ横ばいの状況です。

再生利用率は、平成 29 年度は 45.1% であり、平成 25 年度の 43.0% と比べて、微増しています。

事業者において、産業廃棄物の 3 R 推進が取り組みられていますが、排出量や最終処分量は景気の動向もあり明確な削減傾向はみられない状況です。

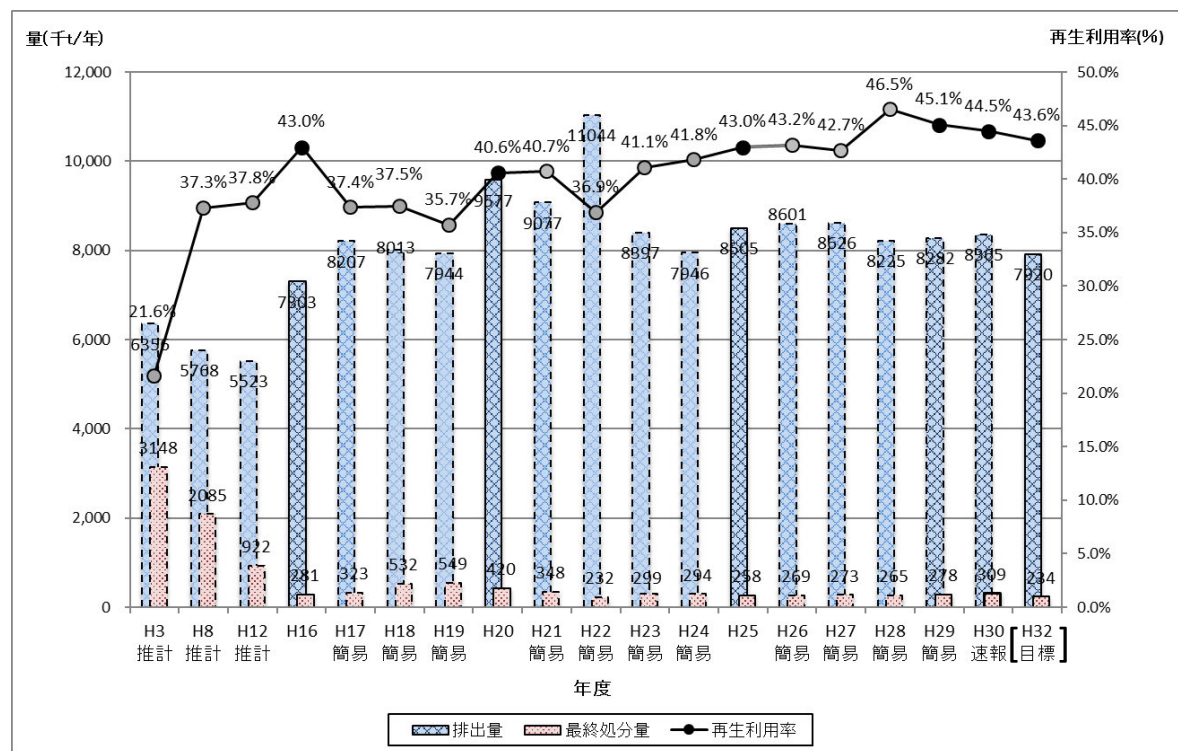


図 2-2-1 産業廃棄物排出量等の推移

(2) 平成 29 年度 の処理の概要

① 排出量

平成 29 年度 の産業廃棄物の排出量は 8,282 千 t となっており、種類別の排出量は、汚泥 (脱水前) が 3,848 千 t (46.5%) と最も多く、次いで、がれき類 1,703 千 t (20.6%)、家畜ふん尿 969 千 t (11.7%) などとなっています。

業種別では、製造業 が 3,030 千 t (36.6%) と最も多く、次いで、建設業 2,087 千 t (25.2%)、鉱業 981 千 t (11.8%)、農業・林業 965 千 t (11.7%)、電気・ガス・熱供給・水道業 964 千 t (11.6%) などとなっており、上位 5 つの業種 で排出量の 97% を占めています。

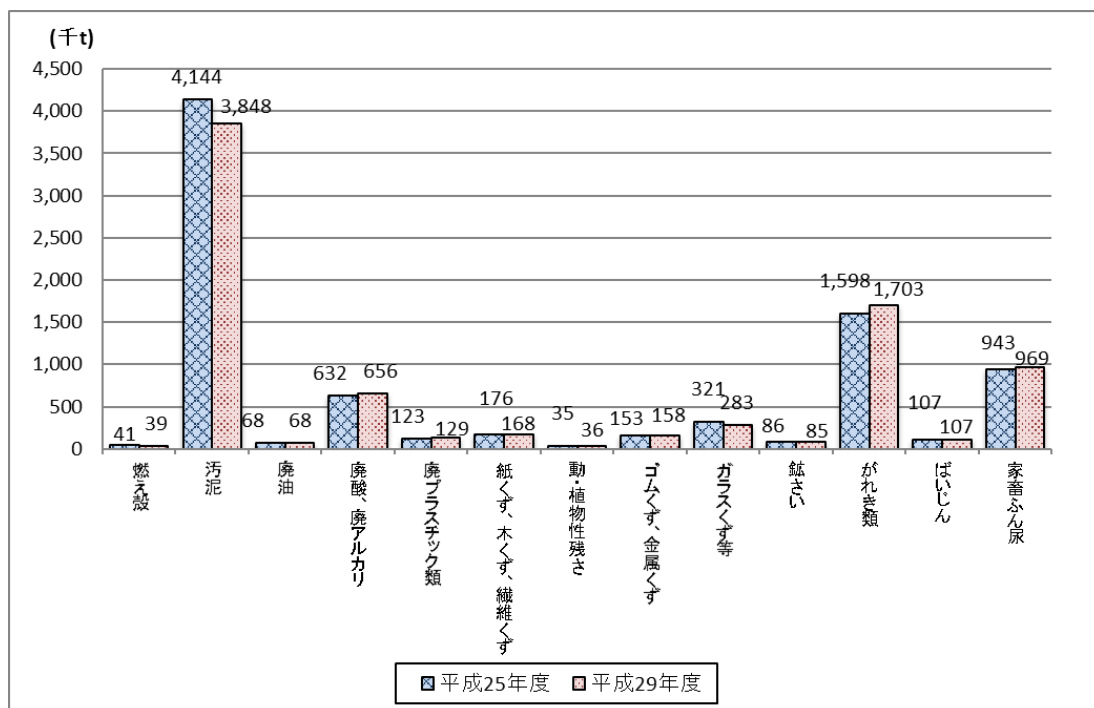


図 2-2-2 産業廃棄物の種類別の排出量

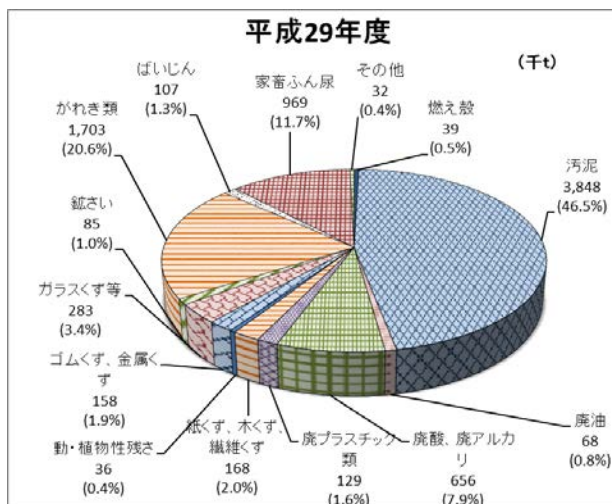


図 2-2-3 産業廃棄物の種類別の排出量

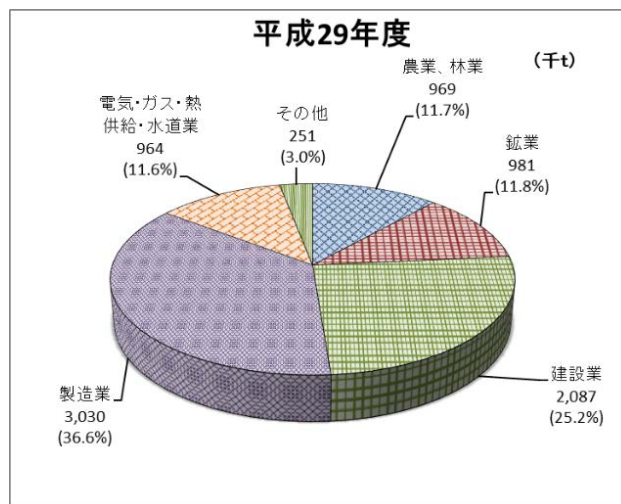


図 2-2-4 産業廃棄物の業種別の排出量

②再生利用量

平成29年度の産業廃棄物の再生利用量は3,733千tで、種類別では、がれき類 1,534千t (41.1%) が最も多く、次いで、家畜ふん尿 931千t (24.9%)、汚泥 462千t (12.4%) などとなっています。

平成29年度の再生利用率（排出量に対する再生利用量の割合）は45.1%で、種類別では、家畜ふん尿が 96.0%と高く、次いで、燃え殻 93.8%、がれき類 90.1%などとなります。一方、汚泥が 12.0%、廃酸・廃アルカリが 9.0%と低くなっています。

業種別の再生利用量は、建設業が 1,771千t (47.4%)と最も多く、次いで、農業・林業 931千t (24.9%)、製造業 600千t (16.1%) などとなっています。

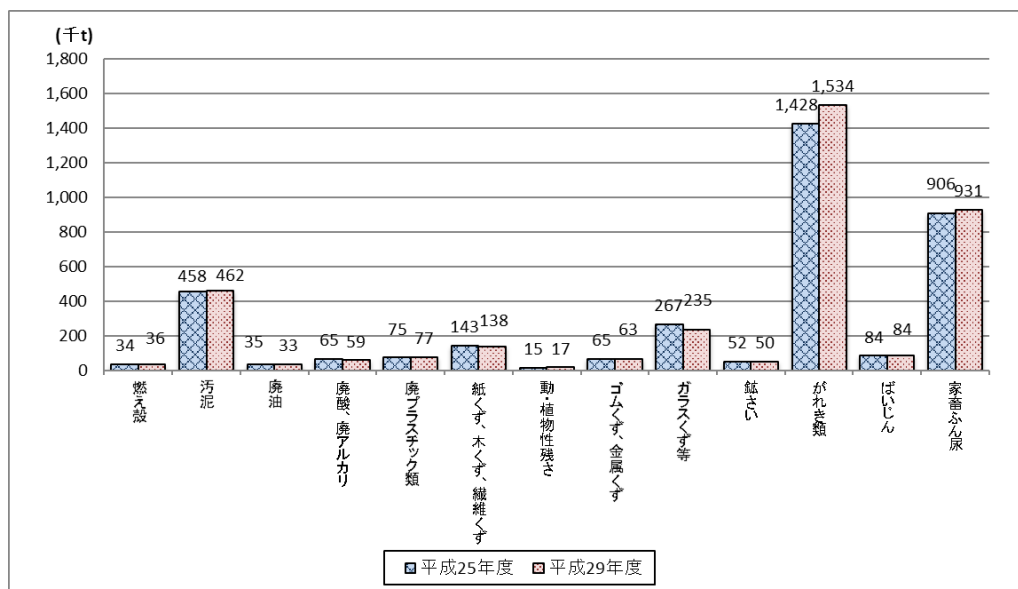


図 2-2-5 産業廃棄物の種類別の再生利用量

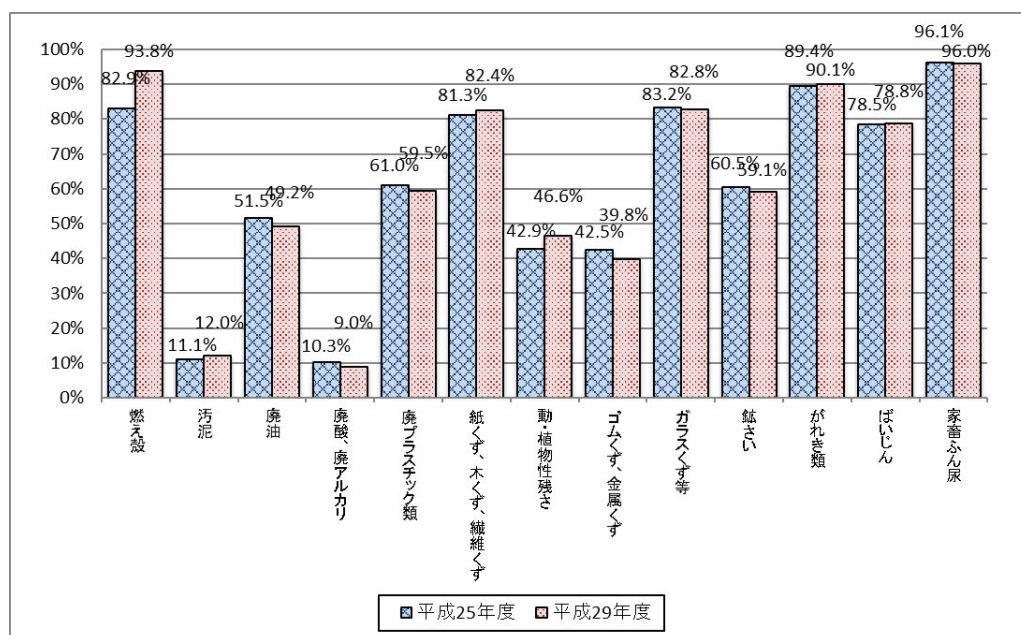


図 2-2-6 産業廃棄物の種類別の再生利用率

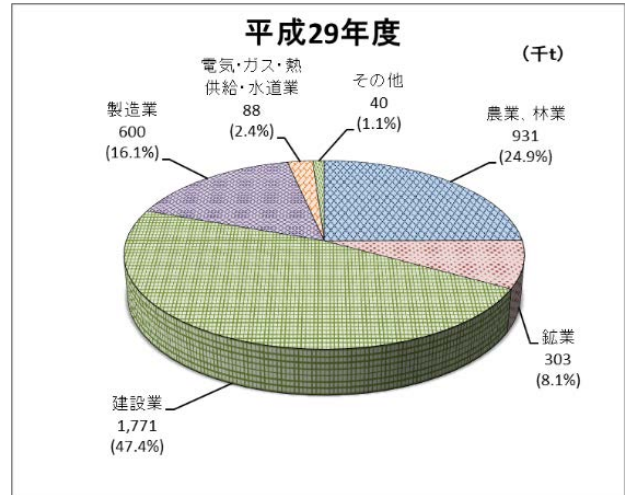
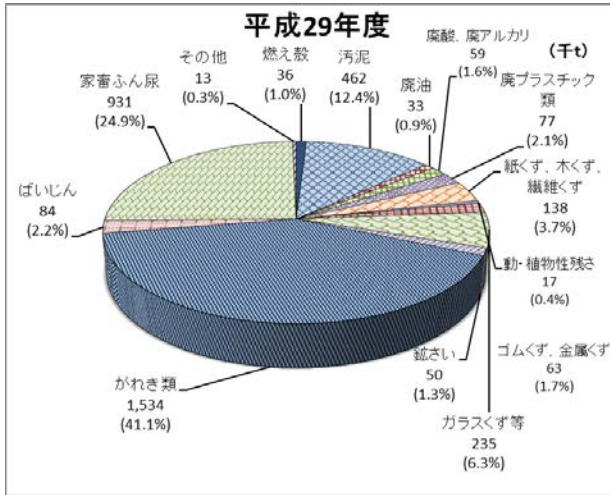


図 2-2-7 産業廃棄物の種類別の再生利用量

図 2-2-8 産業廃棄物の業種別の再生利用量

③最終処分量

平成 29 年度の産業廃棄物の最終処分量は 278 千 t で、種類別では、汚泥 150 千 t (53.7%) が最も多く、次いで、ぼいじん 22 千 t (8.1%)、がれき類 21 千 t (7.5%)、廃プラスチック 20 千 t (7.2%) などとなっています。

また、業種別では、製造業が 207 千 t (74.2%) と最も多く、次いで、建設業 58 千 t (21.0%) などとなっています。

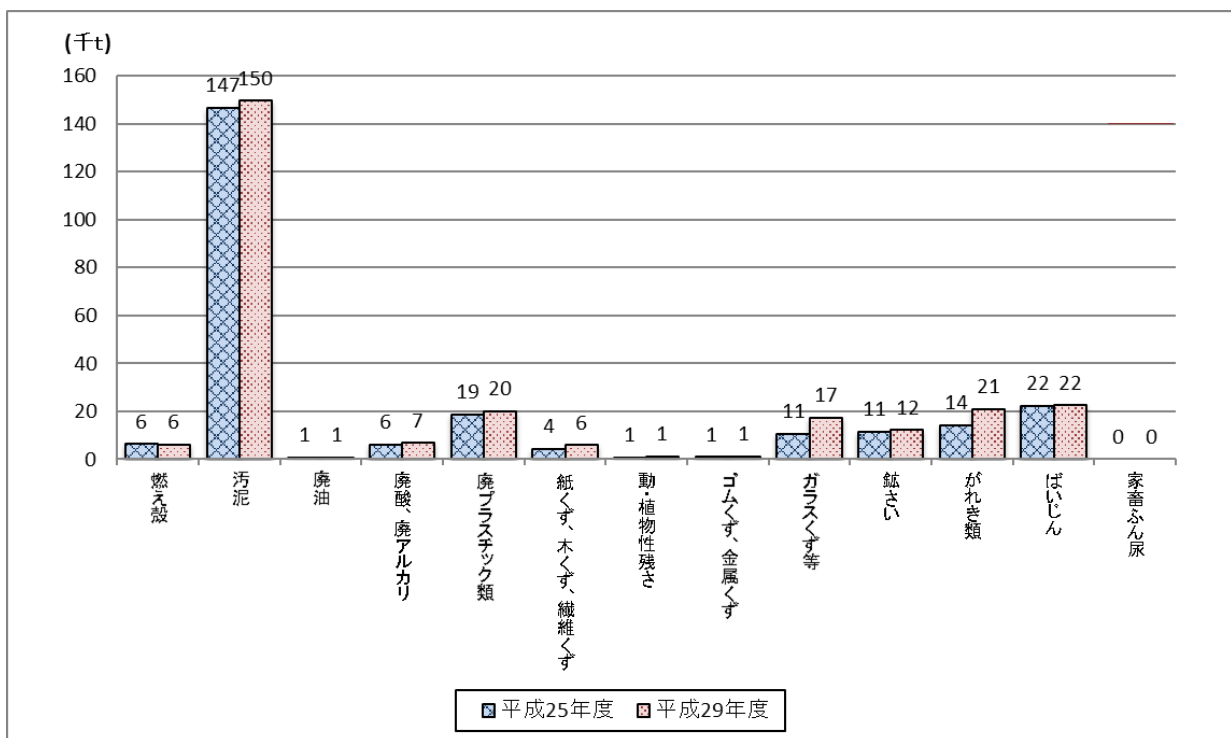


図 2-2-9 産業廃棄物の種類別の最終処分量

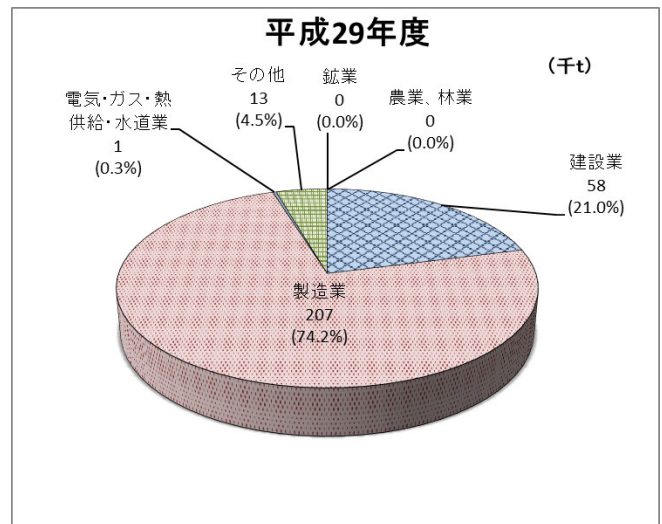
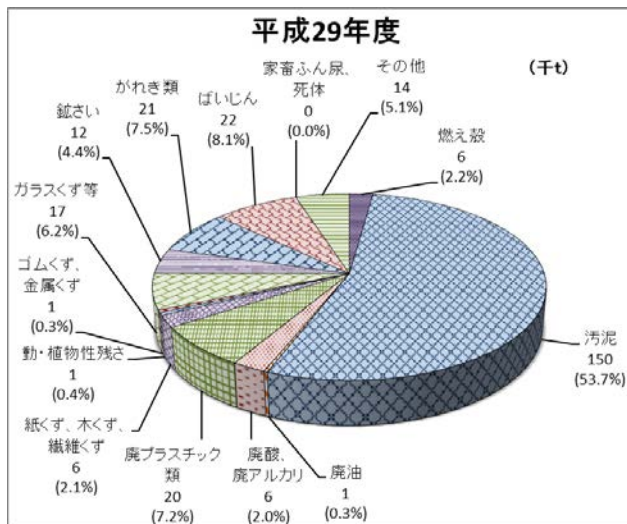


図 2-2-10 産業廃棄物の種類別の最終処分量

図 2-2-11 産業廃棄物の業種別の最終処分量

種類別の最終処分率では、ばいじんが21.1%と最も高く、次いで、燃え殻15.9%、廃プラスチック15.6%などとなっています。

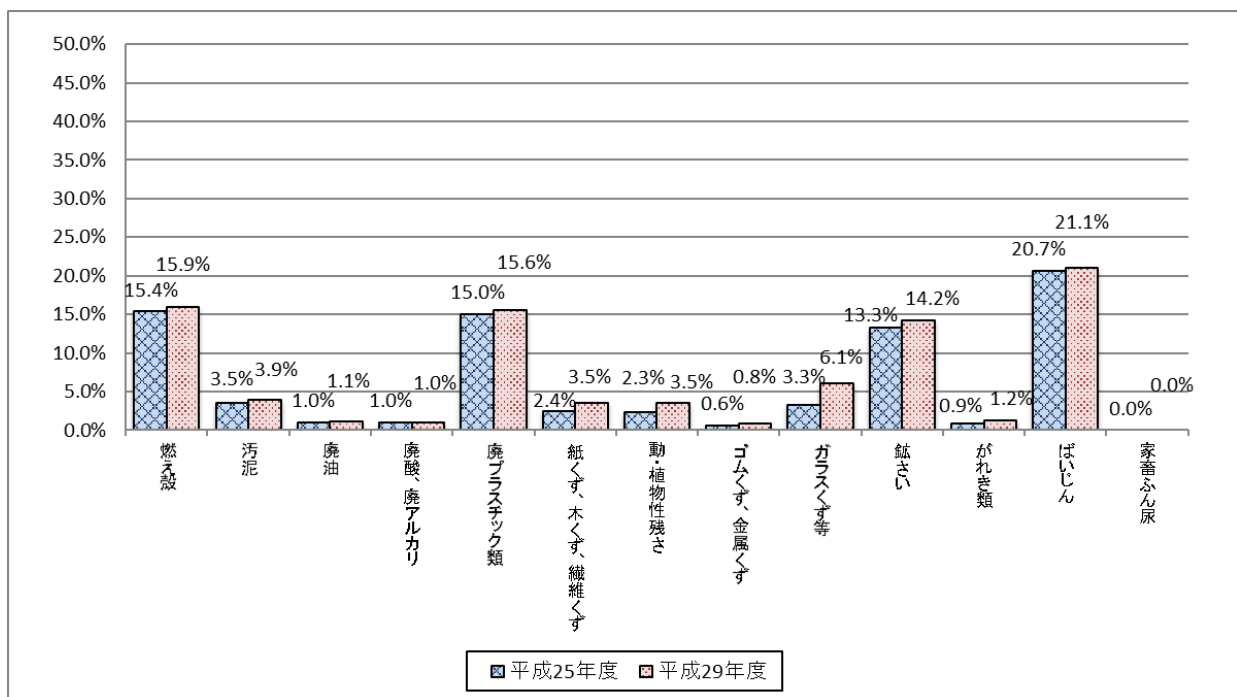


図 2-2-12 産業廃棄物の種類別の最終処分率

(3) 産業廃棄物処理施設の設置状況

平成 29 年度末時点で、稼働中の産業廃棄物の中間処理施設は 515 施設 あり、種類別では、木くず・がれき類の破碎施設が 217 施設、汚泥の脱水施設が 142 施設 を占めています。なお、施設数は、複数の機能を持つ施設について、それぞれの項目で計上しています。

平成 29 年度末時点で、埋立可能な最終処分場は、安定型最終処分場 7 施設、管理型最終処分場 6 施設の合計 13 施設が設置されています。残余容量は 416.5 万 m³（安定型：26.6 万 m³、管理型：389.9 万 m³）となり、平成 29 年度の最終処分量から推計すると、残余年数は平成 30 年 4 月 1 日時点で安定型約 187.3 年、管理型約 7.0 年となっています。

表 2-2-1 種類別設置状況

施設	種 類	設置数	能 力	
中間処理 施設 (H29)	汚泥の脱水施設	142	21,675 m ³ /日	
	汚泥の乾燥施設	14	2,459 m ³ /日	
	廃油の油水分離施設	4	114 m ³ /日	
	廃酸・廃アルカリの中和施設	2	384 m ³ /日	
	破碎施設	廃プラスチック類の破碎施設	72	4,730 t/日
		木くず・がれき類の破碎施設	217	79,205 t/日
		小 計	289	83,935 t/日
	アスベスト等溶融施設	1	4.8 t/日	
	PCB 廃棄物の分解施設	1	47.6 m ³ /日	
	焼却施設	汚泥の焼却施設	15	2,154 m ³ /日
		廃油の焼却施設	15	700 m ³ /日
		廃プラスチック類の焼却施設	13	706 t/日
		PCB 廃棄物の焼却施設	1	47.6 t/日
		その他産廃の焼却施設	18	3,335 t/日
		小 計	62	—
	計		515	—
	最終 処分場 (H29)	安定型最終処分場	7	残余容量：266,306 m ³ (埋立容量：1,046,937 m ³)
		管理型最終処分場	6	残余容量：3,899,001 m ³ (埋立容量：10,420,390 m ³)
計		13	残余容量 4,165,307 m ³ (埋立容量：11,467,327 m ³)	

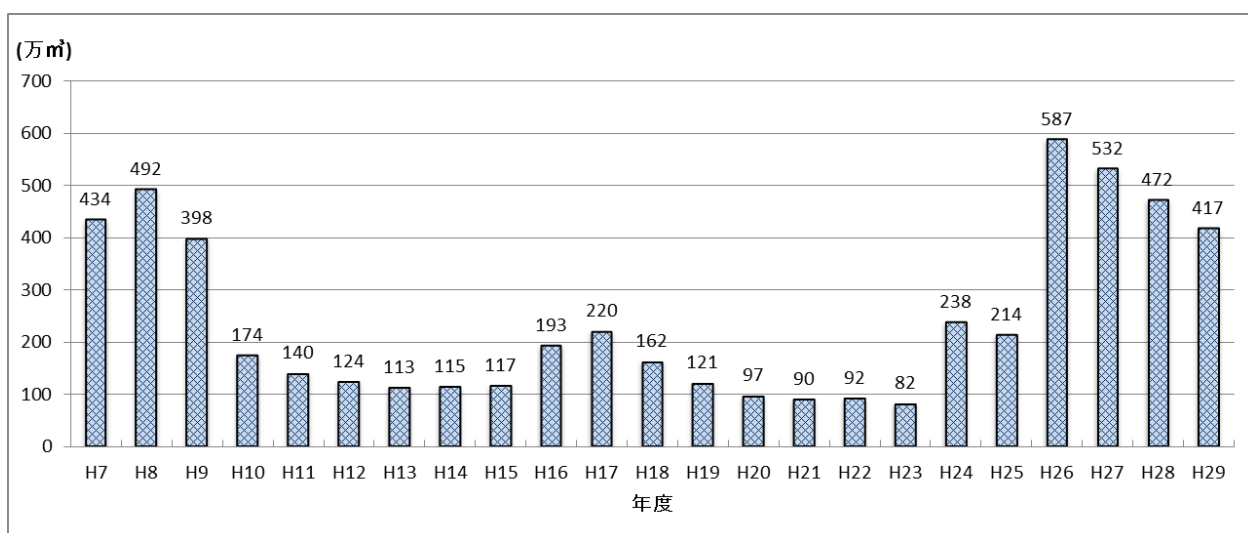


図 2-2-13 最終処分場の残余容量の推移

(4) 産業廃棄物の監視・指導状況

不法投棄の発生件数・発生量については、これまで横ばい傾向にありましたが、近年は増加傾向にあり、行為者が不明な不法投棄や、再生資材と称した廃棄物の不適正利用等の悪質かつ巧妙な事案が散見されます。

このため、廃棄物処理法に違反している事業者等に対する行政処分を視野に入れた指導や悪質な違反者に対する速やかな行政処分、警察や関連機関との連携などにより、事態の早期是正や悪化の防止を図っています。

これらの取り組みの結果、行為者が特定できた事案に対しては、すべて撤去等の改善に向けた作業に着手させています。

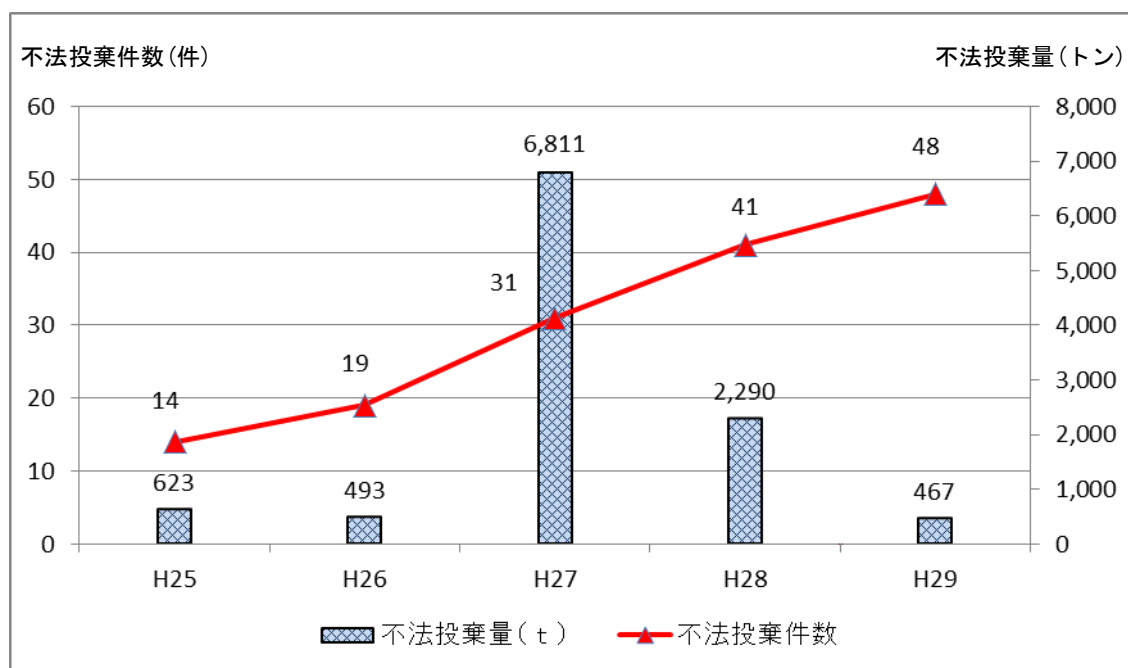


図 2-2-14 不法投棄の発生状況の推移

表 2-2-2 監視指導状況の推移

(単位：件)

年度		H25	H26	H27	H28	H29
延べ監視件数		5,465	5,083	4,654	3,710	3,990
行政指導・処分※	指導件数	2,378	2,246	2,735	1,931	2,021
	文書発出数	227	163	205	269	303
	改善命令	3	0	3	0	0
	措置命令	0	0	0	0	0
	事業停止命令	3	3	3	15	14
	業許可取消	1	0	1	5	3
	施設使用停止命令	0	0	0	9	12
	施設許可取消	2	0	0	2	0
告発	0	0	0	3	0	

※上記件数には、欠格要件（他府県の取り消し等）の許可取消は含まれていません。

3. 成果と課題

3-1 三重県廃棄物処理計画の数値目標に係る実績

取組方向	数値目標	単位	H25	H26	H27	H28	H29	H29			H30 (推計値)	目標 (H32)	全国平均 (H28)	原因と背景
								想定目標	達成状況	進展度				
Ⅰ ごみゼロ社会の実現	1人1日あたりのごみ排出量 ※災害廃棄物の量を除く	g/人・日	986	976	959	950	943	957 以下	101%	A		936 以下	925 以下	多様な主体が連携した3Rの取組などにより、着実に削減されている。
	資源化率	%	30.4	29.7	28.5	27.4	27.3	32.1	85%	B		33.3	20.3	RDF化や焼却灰の資源化等により資源化率は全国平均と比較して高い状況にあるが、近年は小売店や再生事業者等による資源回収が活発化しており、市町等における資源化率は低下している。
	最終処分量 ※下段の数値はH14(151,386t)比	t	50,042 33.1%	37,776 25.0%	36,049 23.8%	20,963 13.8%	21,807 14.4%	38,589 以下	177%	A+		30,000 以下	H14比 44.1%	焼却灰の骨材資源化、プラスチックの焼却溶融などにより埋立ごみは減少傾向にあるが、台風に起因して発生したごみを埋め立てたことにより増加している。
Ⅱ 産業廃棄物の3Rの推進	排出量 ※下段の数値はH8(5,768千t)比	千t	8,505 147.5%	8,601 149.1%	8,626 149.5%	8,225 142.6%	8,282 143.6%	8,171	99%	B	8,365 145.0%	7,920	H8比 94.1%	製造業等から排出される汚泥の増加に伴い、総排出量は増加した。なお、景気の動向を受け近年明確な削減傾向はみられない状況にある。
	再生利用率	%	43.0	43.2	42.7	46.5	45.1	43.3	104%	A	44.5	43.6	53.2 (速報値)	建設業から排出される再生利用の割合が高いがれき類の排出量が減少したことにより再生利用率は低下した。なお、近年ほぼ横ばい傾向にある。
	最終処分量 ※下段の数値はH8(2,085千t)比	千t	258 12.4%	269 12.9%	273 13.1%	265 12.7%	278 13.3%	244 以下	88%	B	310 14.9%	234 以下	H8比 16.7%	製造業から排出される再生利用できない汚泥の増加に伴い、最終処分量は増加した。なお、近年は明確な削減傾向はみられない状況にある。
Ⅲ 廃棄物処理の安全・安心の確保	電子 manifests の活用率	%	34.1	43.0	49.5	55.5	61.1	55	111%	A	64	60	H29 53.3%	関係業界への働きかけや、平成24年度から実施している地域機関7箇所に配置した環境技術指導員による事業者訪問や電子 manifests 操作方法の取得を目的とした複数回の研修会により、平成32年度目標値を達成した。
	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	%	-	83.9	69.2	100	100	100	100%	A		100	-	法に違反している事業者等に対する行政処分を視野に入れた指導や悪質な違反者に対する速やかな行政処分、警察や関連機関との連携などにより、事態の早期是正や悪化の防止を図ったことによる。
	不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗状況	%	-	25.0	37.5	50.0	68.8	68.8	100%	A		100	-	行政代執行による是正措置は、予定どおり進捗している。
	大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数	市町	4 13.8%	6 20.7%	14 48.3%	22 75.9%	29 100.0%	18	161%	A+	29 100.0%	29	23%	市町災害廃棄物処理計画について、県が平成26年3月に市町災害廃棄物処理対策マニュアルを策定するとともに、計画策定に係る研修会の開催等の支援を行うなどにより、平成29年12月に県内全市町の策定が完了した。

取組方向	数値目標	単位	H25	H26	H27	H28	H29	H29			H30 (推計値)	目標 (H32)	全国平均 (H28)	原因と背景
								想定目標	達成状況	進展度				
重点課題	使用済小型電子機器等の回収量	kg/人	-	0.32	0.36	0.54	0.74	0.66	112%	A		1.0	0.42	市町における使用済小型家電機器の回収を促進するために、不用品回収業者指導等に係る研修会の実施や、行政連絡会議等における「みんなで作るメダルプロジェクト」等についての情報共有により、回収量は増加している。
	未利用エネルギー回収量	MJ/t	1,147	1,067	1,178	1,547	1,578	1,344	117%	A+		1,491	936	近年、鳥羽志勢広域連合、松阪市及び四日市市において、高効率なエネルギー回収型廃棄物処理施設が整備されたことにより、回収量は増加している。
	優良認定処理業者の認定件数	件	216	268	290	312	317	333	95%	B		420	H30.5 76.7	既存の優良認定処理業者が更新申請で優良認定を取得できなかった件数が19件あったことから、認定件数の増加は5件にとどまった。(新規の認定件数は24件)
	PCB廃棄物の適正処分量	%	37	45.3	豊田:59.7 北九:14.8	豊田:64.3 北九:29.7	豊田:72.6 北九:44.2	67	108%	A	45	90	-	PCB使用製品やPCB廃棄物を掘り起こし調査や立入調査等により把握し、JESCOでの早期適正処理等の指導を行っており、概ね予定通り進捗している。
	一定規模(100t)以上の不法投棄の発生件数	件	2	1	5	3	1	0	-	D		0	-	容易に見ることが困難な箇所長年にわたって投棄されていたことから大規模化に繋がった。

※表内の着色部分は、実績値への変更箇所となります。

※優良認定処理業者の認定件数における全国平均は、都道府県（政令市を除く）及び政令市の平均とし、産廃情報ネットの公開情報を引用しています。

表 3-1-1 三重県廃棄物処理計画の数値目標に係る実績

3-2 平成29年度施策推進会議における評価に対する取組の状況

取組方向Ⅰ「ごみゼロ社会の実現」

様々な主体が連携した3Rの取組により、排出量および最終処分量は着実に削減され、資源化率についても全国平均と比べると高い水準を維持している状況にありますが、一人あたりのごみ排出量は全国平均よりも高くなっていることから、食品廃棄物の削減など、循環の質にも着目して、社会や経済の動向を踏まえながら様々な主体と連携し、3Rの取組を促進していく必要があります。

⇒ 「みえ環境フェア」や市町の環境イベント等において、規格外品等を販売する「もったいない市」を開催するなど、食品ロス削減の周知・啓発に取り組んでいます。

また、食品廃棄物の畜産飼料化を推進し、生産コストの削減や特色ある畜産物生産及び食品系廃棄物等の循環利用を促進するため、三重県エコフィード等利活用研究会により、飼料化研究や事業者のマッチングを進めています。

さらに、関係部局による食品ロス削減庁内連絡会議や県内4市を含めた食ロス関係市担当者会議など、様々な主体と連携し食品ロスの削減に向けた取り組みを進めています。

RDF焼却・発電事業については、事業終了後の関係市町等において、資源化やエネルギー回収につながる安定的なごみ処理体制が確実に構築されるよう、市町等が設置した検討会議に参画し、助言を行う等の支援を実施していく必要があります。

⇒ 関係市町からの要望をふまえ、引き続き市町における新ごみ処理施設整備に向けた検討会への参画や、市町間の調整、情報提供などを通じて技術的支援を行っていくとともに、新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援について、具体的な検討を進めています。

取組方向Ⅱ「産業廃棄物の3Rの推進」

長期的には再生利用率は向上し、最終処分量は着実に削減されましたが、排出量については、景気の動向もあり明確な削減傾向は見られない状況です。また、近年は最終処分量も横ばい傾向にあることから、今後も排出量や最終処分量の削減等に向け、再生利用が進みにくい産業廃棄物について、排出事業者の自主的な取組や必要な研究開発の推進等が一層求められるとともに、廃プラスチック等の資源の地域循環を形成させるような取組が必要です。

⇒ 産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発、産業廃棄物を使った製品開発などに要する経費の一部を助成する、三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金の上限の引き上げを実施し、その活用により排出量の削減を図っています。

また、三重県プラスチック地域循環研究会により、廃プラスチックの地域循環に向けた取組の導入可能性について検討しています。

取組方向Ⅲ「廃棄物処理の安全・安心の確保」

電子マニフェストの活用率は着実に向上していますが、廃棄物処理法改正により電子マニフェストの使用が義務付けられた事業者や活用率の低い業種などに対する取組が必要です。

⇒ 地域機関7箇所配置した環境技術指導員により、活用率の低い業種の事業者や平成32年4月以降に電子マニフェスト使用の義務づけが想定される事業者を個別訪問し、活用の促進に取り組んでいます。

関係団体等との連携強化やドローンの活用等により不適正処理事案の早期発見・早期是正を図るとともに、廃棄物処理法に違反している事業者等に対しては、引き続き厳正な監視指導が必要です。

⇒ 一般社団法人三重県産業廃棄物協会等の関係団体と連携し、全国ごみ不法投棄監視ウィークや街頭啓発など、不法投棄対策に取り組むとともに、無人航空機（ドローン）を活用して残存する廃棄物量を正確かつ効率的に測量し、不適正処理事案の早期是正に取り組んでいます。

また、法に違反するおそれのある事業者に対しては、行政処分を視野に入れた指導を行い、違反する事実が現認された場合には、速やかに改善命令や事業許可の停止・取消し等の行政処分を行うなど、厳正に対処しています。

不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗状況については、産廃特措法の期限である平成34年度までに対策を完了するよう、着実に工事を進めていく必要があります。

⇒ 4事案について、平成34年度までに対策を完了するよう着実に工事を実施していきます。

また、工事の実施にあたっては、地元及び関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果などを的確に情報共有します。

大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数は増加しており、着実に取組が進んでいますが、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、引き続き市町等や事業者に対する研修や図上演習等を通じ、計画の実効性を高めるための取組の実施が望まれます。

⇒ 県計画の適切な運用の検証を目的とし、県・市町・協定締結団体等が参加する教育訓練（図上演習）を実施するとともに、机上演習、実地研修及び図上演習による10日間の災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成講座を開催し、災害廃棄物処理に精通した人材育成にも取り組んでいます。

また、実際の被災地において、災害廃棄物処理の支援を行うことを通じ、当該人材のスキルアップを行うとともに、市町の廃棄物処理計画や経験等を踏まえ、県廃棄物処理計画

の見直しも行います。

取組方向 「重点課題」

使用済小型電子機器等の回収量については、着実に年々増加していますが、廃棄物処理法改正に伴う有害使用済機器の保管事業者等に対する指導を含め、目標達成に向けた継続した取組の実施が望まれます。

⇒ 平成 25 年度の小型家電リサイクル法の施行以降、県内 22 市町において使用済小型家電の回収が実施されています。

また、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト※」への参加を促したことにより、新たに回収ボックスの設置やイベント等における回収など、使用済小型家電の回収を進める市町を含めると、県内 29 市町全てにおいて回収が実施されています。

一方、有害使用済機器の保管事業者に対しては適正な保管や届出が行われるよう引き続き指導を行っていきます。

※ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で使用する約 5,000 個の金・銀・銅メダルを、家庭から出る使用済み小型家電等から作る国民参画型のプロジェクトで、三重県では、三重県及び県内 29 市町が参加しています。（平成 30 年 8 月 20 日時点）

未利用エネルギー回収量については、既に平成 32 年度目標が達成されていますが、引き続き回収量の増加に向けた取組が必要です。

⇒ 引き続き、国の交付金制度により、市町のごみ焼却施設の新設や更新において高効率なエネルギー回収型ごみ処理施設の導入を促し、ごみの持つ未利用エネルギーの有効利用を促進するよう取り組んでいます。

優良認定処理業者の認定件数については、事業者や関係団体と連携したセミナーの開催や認定手続説明会の開催等により全国平均に比べ高くなっていますが、県外業者の認定割合に比べ県内業者の割合が低いことから、（一社）三重県産業廃棄物協会とも連携しながら県内優良認定業者の育成を図る等、目標達成に向けた継続した取組が必要です。

⇒ 引き続き、優良認定制度の周知や排出事業者の優良認定処理業者の活用について、関係団体と連携して進めています。

P C B 廃棄物の適正処分率については、P C B 処理事業所（J E S C O 北九州）の受入体制の遅れもあり、安定器等の処分率が低くなっていることから、P C B 廃棄物の処分期間内の処理に向け、継続して P C B 廃棄物保管事業者等への指導が必要です。

⇒ 掘り起こし調査や立入調査等によりPCB使用製品やPCB廃棄物を把握するとともに、JESCOでの早期適正処理等の指導を行い、期限内処理が行われるよう取り組んでいます。

一定規模（100 t）以上の不法投棄の発生件数については、県民や事業者等の協力も得ながら不法投棄の早期発見、早期是正を行うことにより、目標（0件）達成を目指す必要があります。

⇒ 上空監視、民間警備会社への委託、民間事業者等や市町との連携による監視活動、「廃棄物ダイヤル110番」等による県民等からの情報提供など、様々な主体と連携して不法投棄の早期発見、早期是正に取り組んでいます。

3-3 平成30年度施策推進会議における評価（案）

取組方向Ⅰ「ごみゼロ社会の実現」

- ① 一般廃棄物については、さまざまな主体が連携した3Rの取組により、排出量および最終処分量は着実に削減され、資源化率についても全国平均より高い水準を維持しています。

今後は循環の質にも着目して、枯渇性資源の再資源化など3Rの取組を促進する必要があります。

また、第四次循環型社会形成推進基本計画により、家庭からの食品ロスの量を2030年度までに2000年度比で半減するよう目標が掲げられたことから、三重県廃棄物処理計画への目標値の位置づけと市町等との連携による食品ロス削減の取組を促進することが必要です。

- ② RDF焼却・発電事業については、RDF製造団体が平成31年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することとなりました。

今後は、関係市町においてごみ処理が滞ることなく円滑に移行できるよう、支援していく必要があります。

取組方向Ⅱ「産業廃棄物の3Rの推進」

- ③ 産業廃棄物については、事業者による再生利用の取組が進められてきていますが、全国平均と比較すると再生利用率は低い状況にあります。また、排出量や最終処分量は、景気の動向もあり明確な削減傾向は見られない状況です。

今後は、排出抑制の促進と再生利用の促進が課題となっているプラスチック類や食品廃棄物などを対象に、排出やリサイクルの実態について調査を行い、供給側と需要側を結びつけるなど、3Rを進めるための効果的な方策を検討する必要があります。

取組方向Ⅲ「廃棄物処理の安全・安心の確保」

- ④ 電子 manifests の活用率は三重県廃棄物処理計画の目標に向け着実に向上していますが、第四次循環型社会形成推進基本計画により、2022年度の電子 manifests 普及率目標値70%が示されたことから、更なる普及の必要があります。

また、平成32年4月以降に電子 manifests 使用の義務付けが想定される事業者に対して電子 manifests への確実な移行を進めていく必要があります。

⑤ 不法投棄等不適正処理については、依然として後を絶たない状況にあります。

今後は、関係団体等との連携強化や監視カメラ、ドローンの活用等により不適正処理事案の早期発見・早期是正を図るとともに、廃棄物処理法に違反している事業者等に対しては、引き続き厳正な監視指導が必要です。

⑥ 不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗状況については、予定どおりの進捗が図られています。

引き続き、産廃特措法の期限である2022年度末までに対策を完了するよう、事業計画に基づき着実に対策工事を実施する必要があります。

⑦ 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数については、平成29年度で全ての市町において、災害廃棄物処理計画が策定済みとなりました。

今後は、大規模災害時に備え計画の実効性が高められるよう、引き続き、図上演習、セミナーを実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る必要があります。

取組方向 「重点課題」

⑧ 使用済小型電子機器等の回収量については、着実に増加していますが、引き続き使用済小型電子機器等の回収体制の構築が必要です。

また、廃棄物処理法改正に伴う有害使用済み機器の保管事業者等に対する指導を含め、目標達成に向けた継続した取組の実施が必要です。

⑨ 未利用エネルギー回収量については、平成32年度の目標は達成されています。

市町が設置するごみ焼却発電施設等のエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の円滑な整備を図るため、引き続き、補助申請支援等の技術的支援が必要です。

⑩ 優良認定処理業者の認定件数については、新規の認定件数は多かったものの、更新申請で優良認定を取得できなかった件数も多く、目標には達しませんでした。

今後は、認定件数の増加に向け、排出事業者自らが優良認定処理業者を活用する仕組みを検討するなど優良認定取得に対するインセンティブの付与や、関係団体と連携し、今後更新を迎える処理業者に対するサポート体制を強化していく必要があります。

⑪ P C B廃棄物の適正処分については、概ね計画通り進捗しています。

掘り起こし調査により新たなP C B廃棄物の存在が判明しているため、処分期間内の処理完了に向け、引き続き、P C B廃棄物保管事業者等への周知、指導を確実に行うことが必要です。

⑫ 一定規模（100 t）以上の不法投棄の発生件数については、事案の巧妙化もあり後を絶たない状況にあります。

引き続き、未然防止、早期発見のためには、県民のみなさまからの情報提供が重要であるため、街頭啓発やFM放送等を活用した広報啓発活動を行うとともに、I C T技術の活用や新たな規制の検討、市町、自主活動団体等のさまざまな主体と連携し、間隙の無い監視活動を行う必要があります。

(参考) 進展度の判断基準及び目標達成状況の算出方法

1 進展度の判断基準

表 3-1-1 の進展度については、次表により、目標達成状況をもとに進展度を A⁺～D で判断しています。

進展度	適用	目標達成状況
A ⁺ . より進んだ		115%以上
A. 進んだ		115%未満 100%以上
B. ある程度進んだ		100%未満 85%以上
C. あまり進まなかった		85%未満 70%以上
D. 進まなかった		70%未満

2 目標達成状況の算出方法

平成 29 年度の速報値を平成 29 年度の想定目標値で割って算出しています。

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{平成 29 年度速報値}}{\text{平成 29 年度想定目標値}} \times 100$$

目標項目が減少をめざすものである場合には、分子・分母を逆とし、目標値を実績値で割っています。

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{平成 29 年度想定目標値}}{\text{平成 29 年度速報値}} \times 100$$

(減少をめざす項目)

4. 平成31年度環境生活部廃棄物対策局当初予算

4-1 平成31年度当初予算

環境生活部廃棄物対策局
 廃棄物・リサイクル課
 廃棄物監視・指導課
 廃棄物適正処理班
 224-3310
 224-2388
 224-2483

廃棄物総合対策の推進

【予算額1,369,761千円】

<h4>3Rの推進と地域循環圏の形成</h4> <p>廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）や、地域で循環可能な資源を域内で循環する取組を進め、天然資源の使用抑制と環境負荷低減を図ります。</p> <p>地域循環高度化促進事業【予算額48,873千円】</p>  <p>地域循環圏の形成 循環資源を県内でより高度に利用するための調査・研究を実施。</p> <p>食品廃棄物の畜産飼料化 プラスチックのリサイクル</p>	<h4>使用済小型家電の回収体制構築支援</h4> <p>小型家電リサイクルの見える化事業（三重とこわか大会のメダル製造）等を通して、県内市町の回収体制構築を支援。</p> <p>使用済小型電子機器等から金属をリサイクル</p> 	<h4>ごみゼロ社会の実現</h4> <p>「ごみゼロ社会」実現推進事業【予算額61,202千円】</p> <p>市町等が設置する一般廃棄物処理施設の円滑な整備および適正な維持管理を図るための助言・支援等を行い、廃棄物の適正処理を推進します。</p>	<h4>ポストRDFに向けた支援</h4> <p>RDF製造団体が、新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、必要となる施設整備等を支援。</p> 
<h4>不法投棄を許さない社会づくりの推進</h4> <p>県民、事業者、市町など多様な主体と連携し、不法投棄等の未然防止や早期発見を図り、不法投棄を許さない社会づくりを推進します。</p> <p>不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業【予算額84,608千円】</p>  <p>監視指導支援システムの活用 監視・指導支援システムのリモート利用を行い、監視・指導業務の高度化・効率化を図る。</p> <p>多様な主体との連携 市町や事業者との協定、監視パトロール活動を実施する自治会への支援を実施し、幅広い監視体制を構築。</p> <p>不法投棄等の情報提供に関する協定締結式</p>	<h4>ドローンの活用</h4> <p>不法投棄現場等の全体像を把握し、迅速かつ的確な指導に繋げるため、平成29年度に導入した無人航空機（ドローン）を活用。</p>  <p>3次元データ</p>	<h4>啓発活動</h4> <p>全国ごみ不法投棄監視ネットワークおよび環境月間を中心に啓発活動（街頭、ラジオ放送等）を実施。電柱広告による啓発を実施。</p>  <p>街頭啓発 電柱広告</p>	<h4>行政代執行による環境修復</h4> <p>生活環境保全上の支障等のある4事業について、産廃特措法による国の支援を得て、引き続き環境修復を進めます。</p> <p>環境修復事業【予算額996,805千円】</p>  <p>四日市市大矢知・平津事業 西水路側の調整池、管理用道路、築み出し抑止工事を実施。</p> <p>西水路側の工事状況</p> <p>桑名市源十郎新田事業 廃油回収処理を行うとともに、後期対策工事に向けた詳細設計等を実施。</p> <p>廃油回収処理</p> <p>四日市市内山事業 モニタリングにより対策工事の効果確認を行うとともに、行政代執行終了に向けた対応を行う。</p> <p>工事終了後の事業地</p>



循環型社会の構築



施策 152 廃棄物総合対策の推進

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用および適正処理が進むとともに、廃棄物が貴重な資源やエネルギー源としてより一層有効活用され、循環型社会の定着が実感できる社会となっています。

平成 31 年度末での到達目標

ごみの発生・排出抑制が進み、地域特性などに応じた循環利用により、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進み、不適正処理 4 事案についても着実に是正されてきています。

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
廃棄物の最終 処分量	/	289 千 t 以下	283 千 t 以下	277 千 t 以下		270 千 t 以下
	309 千 t	286 千 t	290 千 t (速報値)			/
目標項目の説明と平成 31 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量					
31 年度目標 値の考え方	「三重県廃棄物処理計画」の最終年度（平成 32 年度）の目標値（264 千 t）と整合を図り、平成 31 年度に 270 千 t となることをめざして目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15201 ごみゼロ 社会の実現（環 境生活部廃棄物 対策局）	1 人 1 日あたり のごみ排出量 （一般廃棄物の 排出量）	/	965g/ 人日以下	957g/ 人日以下	950g/ 人日以下		943g/ 人日以下
		959g/ 人日	950g/ 人日	936g/ 人日 (速報値)			/
15202 産業廃棄 物の 3 R の推進 （環境生活部廃 棄物対策局）	産業廃棄物の再 生利用率	/	43.2%	43.3%	43.4%		43.5%
		42.8%	43.7%	45.8% (速報値)			/
15203 廃棄物処 理の安全・安心 の確保（環境生 活部廃棄物対策 局）	不法投棄等不適 正処理事案の改 善着手率	/	100%	100%	100%		100%
		69.2%	100%	100%			/
15204 不適正処 理の是正措置の 推進（環境生活 部廃棄物対策 局）	不適正処理 4 事 案に係る行政代 執行による是正 措置の進捗率	/	56.3%	68.8%	75.0%		81.3%
		37.5%	50.0%	68.8%			/

現状と課題

- ①一般廃棄物については、県民の皆さん、事業者、行政等のさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により、排出量および最終処分量は着実に削減され、資源化率についても全国と比べて高い水準を維持していますが、循環型社会の実現に向け、今後は、循環の質にも着目して、枯渇性資源の再資源化、廃棄物の持つ未利用エネルギーの有効利用などを促進する必要があります。
- ②RDF焼却・発電事業については、RDF製造団体が2019（平成31）年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することとなりました。関係市町においてごみ処理が滞ることなく円滑に移行できるよう、支援していく必要があります。
- ③災害廃棄物については、発災後の迅速な復旧・復興につなげるため、災害廃棄物処理に精通した人材の育成・確保に向け、災害時マネジメント力を育成する研修等を継続的に実施しています。また、災害廃棄物の処理に関して県と応援協定を締結している民間事業者団体や市町等と図上訓練等を実施しました。引き続き、南海トラフ地震等の大規模災害時においても、適正かつ円滑に災害廃棄物処理が行われる体制を早期に整備することが必要です。
- ④産業廃棄物については、事業者による3Rの取組が進められていますが、排出量や最終処分量は、景気の動向もあり明確な削減傾向は見られない状況です。今後、排出量の削減等に向け、排出事業者の取組を一層促進する必要があります。
- ⑤産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理については、依然として後を絶たない状況です。引き続き、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視・指導など、県民が安全・安心を実感できる取組が必要です。
- ⑥過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、行政代執行により着実に環境修復を行うことが必要です。

平成31年度の取組方向

環境生活部

- ①県廃棄物処理計画（計画期間：平成28～32年度）に基づき、一般廃棄物の3Rや適正処理の取組を進め、安全・安心を確保しつつ、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や、食品ロスの削減の取組を促進します。
- ②RDF製造団体が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、引き続き市町等が設置した検討会等に参画し技術的支援を行うとともに、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を行います。
- ③大規模災害時に備え災害廃棄物が適正かつ円滑に処理されるよう、国や近隣県、市町、民間事業者団体等との連携強化に取り組みます。また、市町等職員の災害対応力を高める取組を進めます。
- ④産業廃棄物について、排出事業者、廃棄物処理業者、研究機関、行政等のさまざまな主体の協創による、地域特性や資源の性状に応じた最適な規模の地域循環圏の形成に向けた取組を促進します。また、排出事業者の処理責任の徹底に向け、電子マニフェストや優良認定処理業者の活用を促進するとともに、処理業者の優良化を図り、廃棄物処理に係る県民の安全・安心を確保します。PCB廃棄物については、処理期限までに確実かつ適正に処理されるよう、PCB廃棄物保管事業者等に対する指導の徹底や、啓発等を実施します。
- ⑤産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期発見・早期是正のため、IT技術を活用し、効果的かつ迅速な事業者指導も行いながら、間隙のない監視・指導を行うとともに、市町や自主活動団体等のさまざまな主体との連携を強化し、不法投棄を許さない社会づくりを進めます。
- ⑥過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案について、特別措置法の期限である2022年度末までに対策を完了するよう、着実に工事を実施し、対策工事の効果確認を行います。

環境生活部、企業庁

- ⑦RDF焼却・発電事業については、市町のごみ処理が円滑に進むよう引き続き安全対策に取り組み、安全で安定した運転を行います。

主な事業

①「ごみゼロ社会」実現推進事業【基本事業名：15201 ごみゼロ社会の実現】

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額：(30) 10,812千円 → (31) 61,202千円

事業概要：市町等が設置する一般廃棄物処理施設の円滑な整備および適正な維持管理を図るための助言・支援等を行い、廃棄物の適正処理を推進します。

また、RDF製造団体が、RDF焼却・発電事業から新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を行います。

②地域循環高度化促進事業【基本事業名：15202 産業廃棄物の3Rの推進】

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額：(30) 32,154千円 → (31) 48,873千円

事業概要：地域で循環可能な資源はできる限り地域で循環させる「地域循環圏」を形成するため、プラスチック類や食品廃棄物などの排出やりサイクルの実態について調査を行い、供給側と需要側を結びつける等、必要な方策を検討します。

③災害廃棄物適正処理促進事業【基本事業名：15203 廃棄物処理の安全・安心の確保】

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額：(30) 14,494千円 → (31) 6,467千円

事業概要：県災害廃棄物処理計画等の見直しを行うとともに、計画の実効性を高めるための図上演習、セミナーなどを開催し、災害廃棄物処理体制の強化を図ります。

④産業廃棄物適正処理推進事業【基本事業名：15203 廃棄物処理の安全・安心の確保】

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額：(30) 75,093千円 → (31) 92,989千円

事業概要：産業廃棄物処理業および施設設置に係る許可申請等の厳正な審査や、廃棄物処理施設への立入検査を行います。

また、次期廃棄物処理計画の策定に向け、産業廃棄物実態調査を実施します。

⑤不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業【基本事業名：15203 廃棄物処理の安全・安心の確保】

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額：(30) 58,005千円 → (31) 84,608千円

事業概要：市町、事業者、地域の活動団体等と連携し、不法投棄を許さない社会づくりを進めるとともに、監視カメラや無人航空機（ドローン）を活用し間隙のない監視を行います。

また、既存の産業廃棄物監視・指導支援システムを改修し、効果的かつ的確な指導と業務の効率化を図ります。

⑥環境修復事業【基本事業名：15204 不適正処理の是正措置の推進】

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費）

予算額：(30) 1, 824, 273千円 → (31) 996, 805千円

事業概要：生活環境保全上の支障等がある4つの産業廃棄物不適正処理事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、産廃特措法に基づく国の支援を得て、2022年度までに対策を完了するよう、事業計画に基づき着実に対策工事を実施するとともに、対策工事の効果確認を行います。また、行政代執行費用の徴収については、原因者の差押可能な財産の把握に努め、排出事業者等の責任追及を行います。